

水源地取引の監視体制の強化について

森林法の改正（平成24年4月1日施行）

○ 改正の背景

・ 都道府県知事又は市町村の長が、伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令などの諸制度を円滑に実施する上で、外国資本による森林買収の動向を把握することも含め、森林所有者の把握が重要であることから、森林の土地の所有者となった旨の届出等に関する規定が設けられた。

○ 主な改正の内容

【森林の土地の所有者となった旨の届出】

・ 新たに森林の所有者となった者は、市町村長にその旨を届け出なければならない。

【森林所有者等に関する情報の利用等】

・ 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

・ 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

条例の制定

- 自治体における水源地の保全を目的とした条例の制定状況
18道府県（令和2年1月時点 鹿児島県調べ）

- 山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成25年4月1日施行）

水源地域における適正な土地利用の確保に関する規定

【水源地域の指定（第21条）】

- ・ 知事は、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源地域として指定することができる。

【所有権等の移転等の事前届出（第22条）】

- ・ 土地所有者等は、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、当該所有権等の移転又は設定に係る契約を締結しようとする日の三十日前までに、契約の当事者の氏名・住所、利用目的などを知事に届け出なければならない。

- 水源地域の指定状況

全27市町村のうち、森林のない昭和町を除く26市町村内で指定されている。